

課長	参与	課長補佐 (総括)	企画班長	第一班長	第二班長	班員
河端	田中	菊地	田中	入野	小野	

## 業務報告書

平成24年5月17日

報告者：企業立地企画班  
職・氏名 主査 大内 浩昭

件名	JEN石炭火力発電所の立地検討に係る関係者打ち合わせ					
年月日	平成24年5月17日(木) 14:00					
相手方	(JENホールディングス) 代表取締役社長 松塚 啓一、 (伊藤忠商事)					
概要	<p><b>【趣旨】</b>          JENホールディングスの本県への石炭火力発電所の立地検討に係る関係者の打ち合わせを行ったもの。(これまでの経過については別紙のとおり)</p> <p><b>【対応職員】</b>産業立地推進課 課長 伊丹 相治、副参事兼課長補佐(総括) 松山 義和          企業立地企画班長 菊地 高広、ほか港湾課職員2名</p> <p><b>【内容】</b>          (JENホールディングス)          ・当社の発電事業の特徴としては、水蒸気を活用すること。また、水力、火力、風力と幅広い事業実績とノウハウがあるところである。          ・当社としては、石巻港への立地を第一候補に考えている。現在、ガレキ置場になっている土地などは、食品工場等の立地は難しいと思う。電力供給や納税を通して、地域の復興に貢献したいと考えている。          ・必要な土地は約4haである。また、最大でトン毎時の水を使用する。          ・事業スケジュールは、H29年の操業開始を想定している。          (裏面あり)       </p>					

(港湾課、産業立地推進課)

- ・港湾課から石巻港港湾において提供可能な土地についての情報を提供した。  
(→JENは日本製紙の南側の土地（D-1）に興味を示していた。)
- ・当地区では工業用水がない旨を説明。

(JENホールディングス)

- ・上水道を使用することは採算面から困難。

巻市にも協力をお願いしたい。

(今後の対応)

- ・県から石巻市産業推進課へこれまでの経過等を情報提供する。

→今後は、状況に応じて石巻市と連携しながら  
対応するものとする。



## 宮城県石巻市における新規発電事業に關して

2012年5月

JENホールディングス株式会社

# 目次

JEN

1. 背景
2. 本計画の概略
3. プロジェクト・スキーム案
4. 地元の皆様への貢献
5. 今後の進め方について
6. JENグループのご紹介

## 1. 背景

JENホールディングス株式会社(JEN)は、伊藤忠ネクス(東証一部 証券コード 8133)の100%子会社であり、伊藤忠商事グループの一員として火力(石炭、重油、ガス)、水力及び風力発電所の運営、及び電力の卸売り・小売りを行っています。

昨年3月の東日本大震災による原子力発電所の稼働停止により国内全体の電力供給が逼迫し、被災地域の復興及び低コスト化に向けた取り組みが求められています。また、国内産業の回復施設に対する障害とならないよう、JENは積極的に支援活動を行っています。

この状況下、震災の復興と活躍のため、JENは火災保険の賠償金をもとに、被災地で高効率の太陽光発電設備の設置を実現するため、宮城県巻石市に太陽光発電所を建設する計画を立てました。この事業は、JENの持つ資源と技術を最大限に活用するもので、地域社会への貢献を目指すものです。

## 安定期・早期の建設・運営を実現する 安価なエネルギー供給

を運営する事がベストであると考えております。

石巻市の港湾地域には、十分な土地が確保可能と思われるところと、燃料となる石炭の荷揚げが可能である立地する工場・事業所に於いて電力・蒸気の需要が見込まれること等、発電所建設に適する条件が備わっております。今後、計画検討・実施段階にて関係各社との折衝等にござります。ご指導ご鞭撻を賜りたく、お願い申しあげます。

## 2. 本計画の概要

JEN

建設予定地：宮城県石巻市石巻港周辺地域  
発電設備：石炭火力発電所 (定格出力 [REDACTED] kW)  
微粉炭焚ボイラー：蒸気発生量 [REDACTED] t/h  
蒸気タービン：[REDACTED] kW  
(抽気復水タービン)  
水処理装置、排煙脱硫・脱硝処理設備等  
必要な敷地：約40,000平米  
燃料：石炭 ([REDACTED])などから選定)  
消費量：[REDACTED]トシ/時、(年間 約 [REDACTED]トシ)  
総予算：[REDACTED]億円 (概算)  
建設期間：発注後約36か月  
(但し、建設開始は必要な許認可取得、周辺インフラの確保、主要な売電契約締結、及び資金調達にかかる契約締結後となります。)

石炭、ユーティリティー調達事務はすずの港を定め、石炭検査の復旧日を予定する。

- ①バラ積み船(トントン)で輸入  
②近隣のコール・セントラル等から内航船(トントン)で輸出  
業部外販売部門の使用量は、概算で日量最大約10トン(トントン)、但し、蒸気船(トントン)利用

防衛に害公の業者間に環境基準排水硫合を規制する協議會が開かれます。これに於ける主な事項は、(1)新技術の導入を促進するための税制上の特典、(2)資源的有效利用と循環型社会の実現を目的とした資源税の導入、(3)環境汚染による被害賠償制度の強化、(4)環境保全活動に対する支援策の整備などです。

資金調達に関する  
本プロジェクトの必要資金の調達方法は以下のとおりを  
想定致します。

① 出資金	(JEN/伊藤忠工ネクスグループ) 約●億円
② 融資(大手金融機関によるシージェーション・ローン)	約●億円
合計	約●億円

JEN

### 3. プロジェクト・スキーム案

## 4. 地元の皆さんへの貢献



本計画実施の際には、以下の点で発電所の近隣の皆さんへの経済的貢献が実現できるものと考えております。

謹

- ① 固定資産税・事業税・住民税等の納付による収益への貢献を果たします。
- ② 発電所の保守・運転及び事務管理に従事する社員の地元採用を促進します。
- ③ 安定した数量の石炭調達により石巻港の荷役量の増加に貢献いたします。
- ④ 発電所周辺の工場等に競争力のある価格にて電力・蒸気を供給致します。

## 5.

# 今後の進め方にについて

JEN

2012年度中	下記項目につき検討作業・交渉を実施 ・石炭調達ルートの確保 ・建設予定地の確保 ・ユーティリティ(工業用水等)の確保 ・東北電力への系統接続検討依頼一回答授受 ・東北電力への系統認証 ・事業許可等の確認 ・東北電力への売電に関する打合せ開始
2013年度	石炭調達、土地、ユーティリティ、系統接続の確保が確認 ・次回、交渉(金融機関との折衝) ・事業契約調達(金融機関との折衝) ・資金調達(金融機関との折衝) ・設備設置
2014年度	設備準備 ・建設開始
2017年度	運転開始

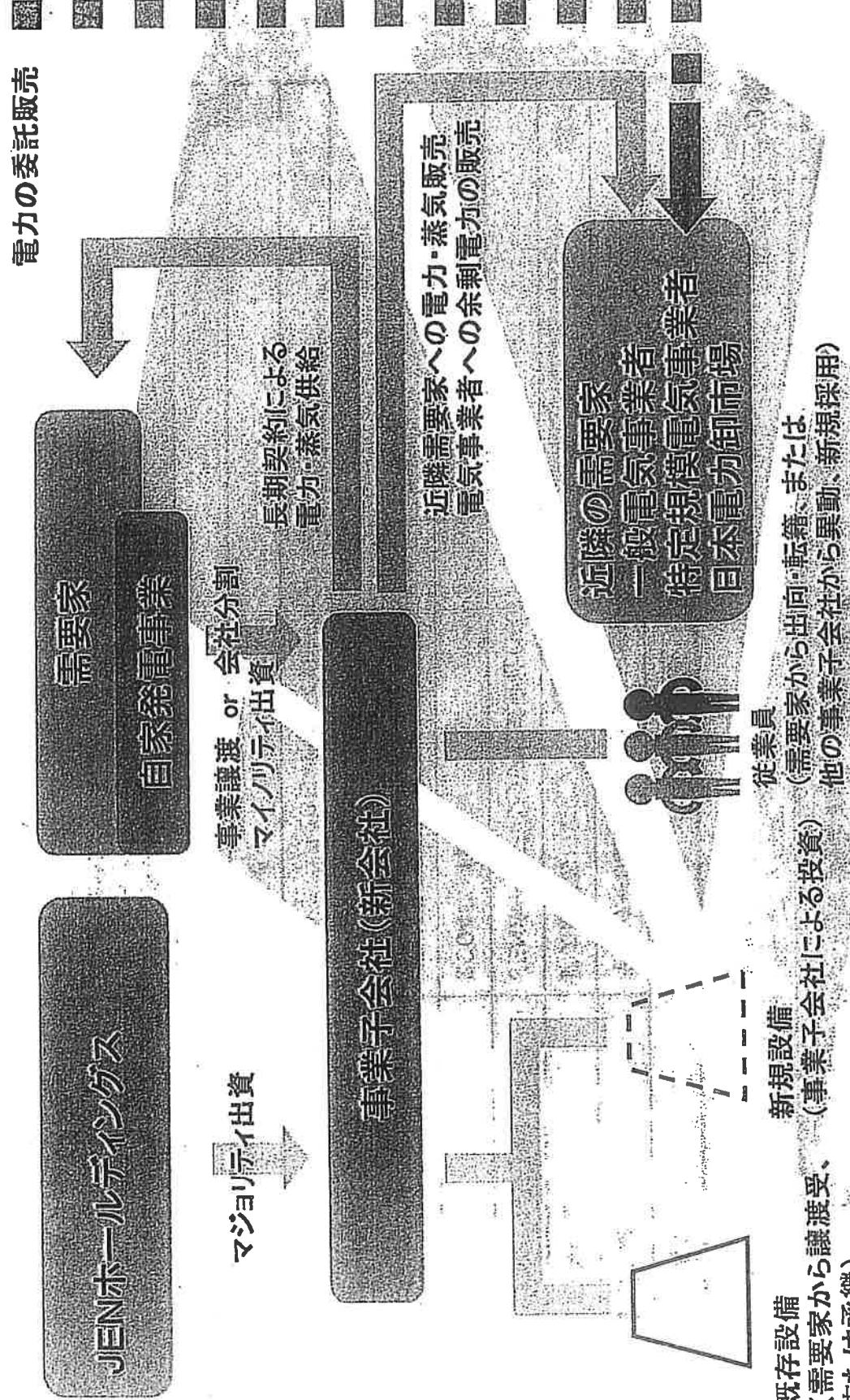
## 6. JENグループのご紹介



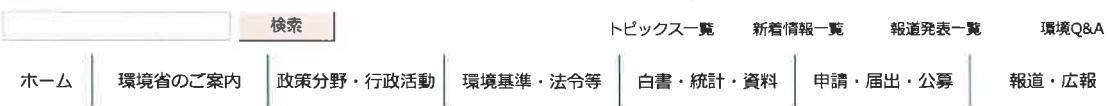
商号	JENホールディングス株式会社(略称: JEN-HD)				
所在地	東京都港区芝浦三丁目4番1号				
設立年月	2002年8月19日				
代表取締役社長	松塚 啓一				
連結売上高(2012年3月期)	●百万円 (2011年3月期は●百万円)				
従業員数(2012年3月現在)	75名 (グループ会社の従業員、出向社員)				
グループ会社	<ul style="list-style-type: none"><li>・JENエンジニアリング＆サービス株式会社(略称: JEN-ES)</li><li>・防府エネルギーサービス株式会社(略称: HES)</li><li>・上越エネルギーサービス株式会社(略称: JES)</li><li>・尼崎エネルギーサービス株式会社(略称: AES)</li><li>・JEN玖珠ウインドファーム株式会社(略称: KWF)</li></ul>				
事業内容	<ul style="list-style-type: none"><li>・産業用電力および蒸気の生産、供給、販売</li><li>・電気事業者向け余剰電力の生産、供給、販売</li><li>・産業用発電システムの効率化のための自家発オットワークの構築及び運用</li><li>・再生エネルギーの生産、供給、販売</li></ul>				

役員の状況	代表取締役社長 松塙啓一 代表取締役常務 早川元久 取締役 進 裕二 取締役(非常勤) 中村 司 監査役(常勤) 杜塙裕二 監査役(非常勤) 逢田 稔
資本金(2011年3月31日現在)	1億円
株主	伊藤忠工ネクス株式会社(持分100%)

## JENグループの事業概要



甲 A 第 15 号証


[本文へ](#) [音声読み上げ・文字拡大](#) [各種窓口案内](#) [サイトマップ](#)  
[日本語](#) [English](#)


## 報道発表資料

[ホーム](#) > [報道・広報](#) > [報道発表資料](#) > 平成28年度 大気汚染状況について(一般環境大気測定局、自動車排出ガス測定局の測定結果報告)

...30年3月20日 [大気環境](#)

この記事を印刷

### 平成28年度 大気汚染状況について(一般環境大気測定局、自動車排出ガス測定局の測定結果報告)

大気汚染防止法（以下「大防法」という。）第22条に基づき、都道府県及び大防法上の政令市において、大気汚染状況の常時監視が行われています。今般、平成28年度における主な大気汚染物質の濃度測定結果の概要を取りまとめました。このうち、**微小粒子状物質(PM2.5)**の環境基準達成率は、一般環境大気測定局で88.7%、自動車排出ガス測定局で88.3%となり、いずれも前年度に比べて改善しました。

#### 1. 測定局の概要

平成28年度末現在の測定局数は、全国で1,872局であり、内訳は一般環境大気測定局（以下「一般局」という。）が1,463局（国設局を含む。）、自動車排出ガス測定局（以下「自排局」という。）が409局（国設局を含む。）となっています。

#### 2. 主な大気汚染物質の濃度測定結果の概要

##### (1) 二酸化窒素 (NO<sub>2</sub>)

環境基準達成率は、一般局で100%、自排局で99.7%（平成27年度 一般局：100%、自排局：99.8%）であり、一般局では全ての局で達成し、自排局ではほぼ横ばいでした。

自動車NO<sub>x</sub>・PM法の対策地域における環境基準達成率についても、一般局では平成18年以降100%、自排局では99.5%で平成27年度（99.5%）と同水準でした。

また、年平均値の推移については、一般局、自排局で緩やかな低下傾向がみられます。

##### (2) 浮遊粒子状物質 (SPM)

環境基準達成率は、一般局、自排局とも100%（平成27年度 一般局：99.6%、自排局：99.7%）であり、昭和49年以降で初めて全ての測定局で環境基準を達成しました。

自動車NO<sub>x</sub>・PM法の対策地域についても同様に、一般局、自排局ともに100%（平成27年度 一般局：100%、自排局：99.5%）の達成率でした。

また、年平均値については、一般局、自排局で緩やかな低下傾向がみられます。

##### (3) 光化学オキシダント (O<sub>x</sub>)

環境基準達成率は、一般局で0.1%、自排局で0%（平成27年度 一般局：0%、自排局：0%）であり、達成状況は依然として極めて低い水準となっています。

また、昼間の日最高1時間値の年平均値については、近年ほぼ横ばいで推移しています。

光化学オキシダント濃度の長期的な改善傾向を評価するための指標<sup>※</sup>を用いて、注意報発令レベルの超過割合が多い地域である関東地域や阪神地域などの域内最高値の経年変化をみると、近年、域内最高値は横ばい傾向にありましたが、平成26～28年度では関東地域において減少傾向となりました。

※光化学オキシダント濃度8時間値の日最高値の年間99パーセンタイル値の3年平均値

##### (4) 二酸化硫黄 (SO<sub>2</sub>)

環境基準達成率は、一般局、自排局とも100%（平成27年度 一般局：99.9%、自排局：100%）であり、近年ほとんど全ての測定局で環境基準を達成しています。

##### (5) 一酸化炭素 (CO)

環境基準達成率は、一般局、自排局とも100%（平成27年度 一般局：100%、自排局：100%）であり、昭和58年以降全ての測定局で環境基準を達成しています。

##### (6) 微小粒子状物質 (PM2.5)

環境基準達成率は、一般局で88.7%、自排局で88.3%（平成27年度 一般局：74.5%、自排局：58.4%）であり、一般局、自排局ともに改善しました。一方、北部九州地域や四国地方の瀬戸内海に面する地域においては、依然として環境基準達成率（県別）が一般局で30%から60%程度の低い地域があります。

PM2.5については、長期基準（年平均値15μg/m<sup>3</sup>以下）と短期基準（1日平均値35μg/m<sup>3</sup>以下）の両者を達成した場合に、環境基準を達成したと評価しています。

[環境省のご案内](#)

[政策分野・行政活動](#)

[環境基準・法令等](#)

[白書・統計・資料](#)

[申請・届出・公募](#)

[報道・広報](#)

[大臣記者会見・談話等](#)

[報道発表資料](#)

[行事予定](#)

[環境省広報誌 エコシン](#)

[メールマガジン&会員登録サイト](#)

[環境省図書館のご案内](#)

[こどものページ](#)

[ビデオ・写真ライブラリ](#)

[環境省動画チャンネル \(YouTube\)](#)

長期基準の達成率は、一般局で89.2%、自排局で89.7%（平成27年度 一般局80.7%、自排局：68.5%）であり、平成27年度に比べ改善しました。短期基準の達成率は、一般局で97.2%、自排局で96.0%（平成27年度 一般局：78.3%、自排局：71.2%）であり、平成27年度に比べ改善しました。

全測定局の年平均値は一般局（ $11.9\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）、自排局（ $12.6\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）ともに、平成22年度以降で最も低くなっていますが、平成25年度以降緩やかな改善傾向が続いている。また、一般局、自排局のPM2.5濃度の年平均値のヒストグラムを比較すると、自排局のPM2.5濃度分布は一般局に比べて高い濃度域にあることが確認できます。

季節別の傾向をみると、平成28年度は夏季と冬季の濃度が低下しており、日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超過した延べ日数も大幅に減少しました。平成28年の夏季は梅雨や台風の影響による降水量が多く、光化学反応により生成した二次粒子が数日～数週間にわたり広域に蓄積することで濃度が上がり続ける高濃度現象が発生ませんでした。また、冬季は寒気の南下が弱く、全国的な暖冬となり、接地逆転層や弱風等の局地的な気象条件による高濃度現象が発生しにくい気象状況となりました。これらの気象要因により短期基準の超過日が減少し、環境基準達成率が改善した可能性が考えられます。

PM2.5の成分分析は、全国190地点で実施されました。このうち、通年（四季）で質量濃度と炭素成分及びイオン成分が測定された地点は167地点であり、その内訳は一般環境116地点、道路沿道32地点、バックグラウンド19地点でした。成分組成については、道路沿道では、元素状炭素の割合が他の地点よりやや高いほか、バックグラウンドでは、硝酸イオン、元素状炭素の割合が低く、硫酸イオンの割合がやや高くなっています。

### 3. 今後の対応

環境省においては、引き続き環境基準の達成・維持に向けて、工場・事業場からのばい煙排出対策、自動車排出ガス対策、低公害車の普及等を総合的に推進していきます。

PM2.5については、中央環境審議会の微小粒子状物質等専門委員会の中間取りまとめ（平成27年3月）を踏まえPM2.5の原因物質である各種の大気汚染物質について、排出抑制対策の強化を検討・実施するとともに、総合的な対策に取り組む上で基礎となる現象解明、情報整備等に取り組み、その進捗状況に応じて追加的な対策を検討することとしています。

光化学オキシダントについては、「光化学オキシダント調査検討会」が平成29年3月に取りまとめた報告書において、原因物質である窒素酸化物と揮発性有機化合物の排出量比を十分に考慮して両者を削減する必要性が示唆されたことなどの調査結果を踏まえ、対策の更なる推進について具体的に検討する必要があるとされています。これを踏まえ、引き続き、原因物質の排出抑制対策を進めることとしています。

国際的には、平成26年から、中国大気環境改善のための日中都市間連携協力におけるPM2.5原因物質の排出削減技術のモデル実証事業及びPM2.5発生源解析に関する共同研究、大気汚染に関する日中韓3カ国政策対話及び国連環境計画（UNEP）と連携したアジア太平洋クリーン・エア・パートナーシップの活動における政策等の情報共有、クリーン・エア・アジア（CAA）と連携した大気環境改善のための統合プログラム（IBAO）における能力向上活動等を進めており、引き続き、アジア各国及び国際機関と連携してこれらの取組を効率的に進めることとしています。

別添資料 平成28年度大気汚染の状況

＜参考＞

大気汚染状況 (<http://www.env.go.jp/air/osen/index.html>)

＜参考＞

1. 環境基準

項目	環境上の条件
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が $0.04\text{ppm}$ から $0.06\text{ppm}$ までのゾーン内又はそれ以下であること。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1時間値が $0.20\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること。
光化学オキシダント	1時間値が $0.06\text{ppm}$ 以下であること。
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が $0.04\text{ppm}$ 以下であり、かつ、1時間値が $0.1\text{ppm}$ 以下であること。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が $10\text{ppm}$ 以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が $20\text{ppm}$ 以下であること。
微小粒子状物質(PM2.5)	1年平均値が $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。

注) ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ダイオキシン類、ジクロロメタンについては大気の汚染に係る環境基準が設定されているが、これらの物質による大気汚染状況は、

別途取りまとめるため、本表からは除いている。

### 2. 評価方法

#### (1) 二酸化窒素

1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、低い方から数えて98%目に当たる値

(1) 年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、高い方から数えて2%の範囲にある測定値を除外した後の最高値（1日平均値の年間2%除外値）を環境基準と比較して評価を行う。ただし、上記の評価方法にかかわらず環境基準を超える日が2日以上連続した場合には非達成とする。

(2) 浮遊粒子状物質、二酸化硫黄及び一酸化炭素

1時間値の年間最高値を環境基準と比較して評価を行う。

(3) 光化学オキシダント

1時間値の年間最高値を環境基準と比較して評価を行う。

(4) 微小粒子状物質（PM2.5）

長期基準に対応した環境基準達成状況は、長期的評価として測定結果の年平均値について評価を行うものとする。

短期基準に対応した環境基準達成状況は、短期基準が健康リスクの上昇や統計学的な安定性を考慮して年間98パーセンタイル値を超える高濃度領域の濃度出現を減少させるために設定されることを踏まえ、長期的評価としての測定結果の年間98パーセンタイル値を日平均値の代表値として選択し、評価を行うものとする。

測定期における測定結果（1年平均値及び98パーセンタイル値）を踏まえた環境基準達成状況については、長期基準及び短期基準の達成若しくは非達成の評価を各々行い、その上で両者の基準を達成することによって評価するものとする。

## 添付資料

[大気汚染の状況 資料編 \[PDF 3.2 MB\]](#)

### 連絡先

環境省水・大気環境局大気環境課

直通 03-5521-8294

課長 高澤 哲也 (内線 6530)

課長補佐 船越 吾朗 (内線 6556)

主査 渡辺 聰 (内線 6547)

担当 井形 瑛梨 (内線 6539)

環境省水・大気環境局自動車環境対策課

直通 03-5521-8301

課長 高澤 哲也 (内線 6521)

主査 池田 好美 (内線 6563)



PDF形式のファイルをご覧いただくためには、Adobe Readerが必要です。  
Adobe Reader（無償）をダウンロードしてご利用ください。



環境省 (法人番号1000012110001)

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎5号館 TEL 03-3581-3351(代表) [地図・交通案内](#)

[環境省ホームページについて](#) [著作権・リンクについて](#) [プライバシーポリシー](#) [環境関連リンク集](#)

Copyright Ministry of the Environment Government of Japan. All rights reserved.

## 仙台パワーステーション株式会社仙台パワーステーションの 公害防止に関する協定書

宮城県、仙台市、塩竈市、名取市、多賀城市、七ヶ浜町及び利府町(以下「甲」という。)と仙台パワーステーション株式会社(以下「乙」という。)とは、公害防止条例(昭和46年宮城県条例第12号)第11条の規定に基づき、乙が仙台市宮城野区港一丁目4番1号に設置する仙台パワーステーション(以下「事業所」という。)について、次のとおり公害防止に関する協定を締結する。

### (目的)

第1条 この協定は、事業所の操業に伴う公害の発生を防止し、環境負荷の低減を図るとともに、乙の環境保全活動を促進し、健全で快適な環境を確保することを目的とする。

### (事業者の責務)

第2条 乙は、事業所の操業に当たっては、この協定に定める規定を遵守するとともに、最善の公害防止対策の実施に努める。

### (環境関連法令の遵守)

第3条 乙は、環境関連法令を遵守する。

### (大気汚染防止対策)

第4条 乙は、大気汚染防止のため、事業所における別表第1に掲げるばい煙発生施設から排出される排出ガスについて、別表第2に掲げる基準を遵守する。

2 乙は、宮城県大気汚染緊急時対策要綱(昭和51年6月12日施行)に基づき、宮城県(以下「県」という。)が行う施策に協力する。

3 乙は、ばい煙発生施設に硫黄酸化物排出濃度、窒素酸化物排出濃度及び出力等に関する自動測定装置を設置し、県が行うテレメートに協力する。

4 乙は、年度始めに当該年度における燃料使用計画を甲に報告する。

### (水質汚濁防止対策)

第5条 乙は、水質汚濁防止のため、事業所から排出される排出水について、別表第3に掲げる基準を遵守する。

### (地下水汚染防止対策)

第6条 乙は、地下水汚染防止対策のため、適切な措置を講じる。

### (土壤汚染防止対策)

第7条 乙は、土壤汚染防止対策のため、適切な措置を講じる。

### (騒音・振動防止対策)

第8条 乙は、事業所から発生する騒音・振動を防止するための適切な対策を講じ、騒音については仙台市道西原2号南端において別表第4の1騒音の規制基準に掲げる基準を、振動については南側敷地境界線において別表第4の2振動の規制基準に掲げる基準を遵

守する。

(悪臭防止対策)

第9条 乙は、事業所から発生する悪臭を防止するため、適切な対策を講じる。

(地盤沈下防止対策)

第10条 乙は、事業所の操業に伴う地盤沈下を防止するため、適切な措置を講じる。

(化学物質対策)

第11条 乙は、事業所の操業に伴い使用又は副生する化学物質(以下「化学物質」という。)による環境汚染を未然に防止するため、その性状等を SDS (安全データシート) 等により把握し、適正な管理を行うとともに、有害性が確認されている化学物質については、代替品への切替え等、環境中への排出抑制に努める。

(廃棄物対策)

第12条 乙は、事業所の操業に伴って生じる廃棄物について、再生利用等による減量化に努めるとともに、二次公害の発生を防止するため、自らの責任において適切な処理を行う。

(関連事業者に対する責務)

第13条 乙は、乙以外の者が事業所内で作業する場合にあっても、公害防止についてこの協定に定める事項に準じた措置が講じられるように管理しなければならない。

(測定、報告及び公表)

第14条 乙は、別に定める環境負荷項目等の測定を行い、その結果を記録及び保存し、定期的に甲に報告するとともに、一般に公表するよう努める。

(公害発生時等の措置)

第15条 乙は、事業所の操業若しくは施設の故障、破損その他の事故若しくは気象条件等の悪化により公害が発生したとき、又はそのおそれがあると甲若しくは乙が判断したときは、直ちに操業の短縮、停止その他必要な措置を講じ、また、発生原因の排除に努めるとともに、その状況を甲に速やかに報告する。

2 前項の公害が発生した場合、甲及び乙は協力して調査を行い、その原因が乙の責めによると認められるときは、乙は、誠意を持って速やかに問題を解決しなければならない。

(報告及び立入調査)

第16条 甲は、この協定の実施に必要な限度において、乙に対し、報告を求め、又はその職員及び甲が必要とする者を同行して事業所内に立入調査することができる。

(施設の設置等の協議)

第17条 乙は、公害防止施設及び公害の発生に関係ある主要施設の新設、増設又は変更を行おうとするとき、並びに化学物質を追加使用しようとするとき(以下「新設等」という。)は、甲と事前に協議する。

2 乙は、前項の新設等のうち、周辺環境への影響が維持又は低減されるものについては、報告をもって前項の事前の協議に代える。

(景観の保全等)

第18条 乙は、構内緑化、環境の美化及び景観の保全を積極的に推進する。

(環境保全施策への協力)

第19条 乙は、この協定に定めるもののほか、甲が行う環境保全のために必要な指導、調査、研究、情報公開等の施策に協力する。

(環境保全活動の推進等)

第20条 乙は、環境情報の公表や事業所の公開等、地域住民に対する環境コミュニケーションを積極的に推進する。また、環境マネジメントシステム等の環境保全活動を推進する。

(違反時の措置)

第21条 乙がこの協定に定める事項に違反した場合、甲は、乙に対して必要な指示を行い、乙はこれに従う。

(協定細目)

第22条 この協定に定める事項の実施については、甲乙協議の上、別に協定細目を定める。

(その他)

第23条 この協定に定める事項について疑義が生じたとき、この協定に定める事項を変更しようとするとき、又はこの協定に定めのない事項について定める必要が生じたときは、その都度甲乙協議して定める。

この協定を証するため、本書8通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成28年3月2日

甲 宮城県知事  
仙台市長  
塩竈市長  
名取市長  
多賀城市長  
七ヶ浜町長  
利府町長

乙 仙台パワーステーション株式会社  
代表取締役社長

別表第1(第4条関係)

## ばい煙発生施設

項目 施設名	煙突高 (m)	排出ガス量 (m <sup>3</sup> N/h)	燃料の 燃焼能力	排出温度 (°C)	排出速度 (m/s)	使用燃料
発電ボイラー	80	450,000 (湿り)	41,700kg/h	52	21.1	石炭
			26,062.5l/h (重油換算)			

備考

数値は、最大能力時におけるものとする。

別表第2(第4条関係)

## 1 硫黄酸化物排出基準

項目	協定値
硫黄酸化物年間許容排出量 (t/年)	937
硫黄酸化物時間許容排出量 (m <sup>3</sup> N/h)	38.8
使用燃料硫黄含有率 (%)	0.4以下

## 備考

- ・硫黄酸化物排出量の測定は、大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)に定める方法又は日本工業規格に定める自動分析記録法によるものとする。
- ・使用燃料硫黄含有率とは、排煙脱硫装置の効果及びガス混焼等を総合した硫黄含有率の計算値(重油換算値)をいう。

## 2 窒素酸化物排出基準

施設名	協定値 (cm <sup>3</sup> /m <sup>3</sup> N)	換算酸素濃度 (%)
発電ボイラー	100	6

備考

- 窒素酸化物濃度の測定は、大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)に定める方法又は日本工業規格に定める自動分析記録法によるものとする。
- 窒素酸化物濃度は、0°C1気圧の状態に換算した排出ガス1m<sup>3</sup>当たりのものとする。
- 窒素酸化物濃度については、次の式により酸素濃度による補正を行った値とする。  

$$\text{換算窒素酸化物濃度} = \text{Cs} \times \frac{21 - \text{On}}{21 - \text{Os}}$$

Cs : 窒素酸化物の実測値(cm<sup>3</sup>/m<sup>3</sup>N)  
 On : 換算酸素濃度(%)  
 Os : 排ガス中の酸素濃度(%)
- 協定値は、1時間当たりの平均濃度とし、起動、停止時等には適用しない。

## 3 ばいじん排出基準

施設名	協定値 (g/m <sup>3</sup> N)	換算酸素濃度(%)
発電ボイラー	0.05	6

備考

- ばいじん量の測定は、大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)に定める方法又は日本工業規格に定める自動分析記録法によるものとする。
- ばいじん量は、0°C1気圧の状態に換算した排出ガス1m<sup>3</sup>当たりのものとする。
- ばいじん量については、次の式により酸素濃度による補正を行った値とする。  

$$\text{換算ばいじん量} = \text{Cs} \times \frac{21 - \text{On}}{21 - \text{Os}}$$

Cs : ばいじん量の実測値(g/m<sup>3</sup>N)  
 On : 換算酸素濃度(%)  
 Os : 排ガス中の酸素濃度(%)
- 協定値は、起動、停止時等には適用しない。

別表第3(第5条関係)

## 排出水の排出基準

項目	協定値
水量	最大 $2,300\text{ m}^3/\text{日}$
水素イオン濃度(水素指数)	5.8 ~ 8.6
化学的酸素要求量	最大 $20\text{ mg/l}$
浮遊物質量	最大 $30\text{ mg/l}$
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	日間平均 $1\text{ mg/l}$ 以下 最大 $3\text{ mg/l}$
備考	測定方法は、水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)に定める方法とする。

別表第4(第8条関係)

## 1 騒音の規制基準

昼間	朝 午前6時から 午前8時まで 夕 午後7時から 午後10時まで	夜間 午後10時から 翌日の午前6時まで
55 dB(A)以下	50 dB(A)以下	45 dB(A)以下

備考  
測定方法は、騒音規制法(昭和43年法律第98号)及び公害防止条例(昭和46年宮城県条例第12号)に定める方法とする。

## 2 振動の規制基準

昼間	夜間 午後7時から 翌日の午前8時まで
午前8時から 午後7時まで 65dB 以下	60dB 以下

備考  
測定方法は、振動規制法(昭和51年法律第64号)及び公害防止条例(昭和46年宮城県条例第12号)に定める方法とする。